

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令
案 新旧対照条文 目次

○ ○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第一条関係） ・ 1
麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）（第二条関係） ・ 4

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 一（三）クロロフェニル 一（二）（メチルアミノ）プロパン 一（一）オン及びその塩類</p> <p>三十二～五十七（略）</p> <p>五十八 二（ジメチルアミノ）一（三）四（メチレンジオキシフェニル）ペンタン 一（一）オン及びその塩類</p> <p>五十九～六十七（略）</p> <p>六十八 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル 一（三）ペンチル 一（六）H―ジベンゾ「b・d」ピラン 一（一）イルIIアセテート及びその塩類</p> <p>六十九～百（略）</p> <p>百一 二（四）ブトキシベンジル 一（一）（二）ジエチルアミノ）エチル 一（五）ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百二～百四（略）</p> <p>百五 二（一）フルオロフェニル 一（二）（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>百六～百六十二（略）</p> <p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一～六十九（略）</p> <p>七十 八―ブromo 一（一）メチル 一（六）フェニル 一（四）H―s―トリ</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十一～五十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十七～六十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六十六～九十七（略）</p> <p>九十八～百（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百一～百五十七（略）</p> <p>（向精神薬）</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一～六十九（略）</p> <p>（新設）</p>

アゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類

七十一～七十九 (略)

(麻薬向精神薬原料)

第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。

一～四 (略)

五 エチル二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェ

ニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

六～九 (略)

十 一・一―ジメチルエチル二ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類

十一 一・一―ジメチルエチル二―メチル―三―(三・四―メ

チレンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十二 (略)

十三 ピペリジン―四―オン及びその塩類

十四～十六 (略)

十七 ブチル二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十八 プロピル二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシ

フェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

十九 (略)

二十 一―メチルエチル二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十一 一―メチルプロピル二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

二十二 二―メチルプロピル二―メチル―三―(三・四―メチ

七十～七十八 (略)

(麻薬向精神薬原料)

第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。

一～四 (略)

(新設)

五～八 (略)

(新設)

(新設)

九 (略)

(新設)

十～十二 (略)

(新設)

(新設)

十三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

レンジオキシフエニル) オキシラン—ニ—カルボキシラート及
びその塩類

二十三〜二十六 (略)

十四〜十七 (略)

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定麻薬向精神薬原料） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。 一〜四（略） 五 エチル 二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェ ニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類 六 十（略） 十一 一・一―ジメチルエチル ピペリジン―四―オン―一―カ ルボキシラート及びその塩類 十二 一・一―ジメチルエチル 二―メチル―三―（三・四―メ チレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート 及びその塩類 十三 ピペリジン―四―オン及びその塩類 十四 十六（略） 十七 ブチル 二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフ エニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類 十八 プロピル 二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシ フェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類 十九（略） 二十 一―メチルエチル 二―メチル―三―（三・四―メチレン ジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びそ の塩類 二十一 一―メチルプロピル 二―メチル―三―（三・四―メチ レンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及 びその塩類 二十二 二―メチルプロピル 二―メチル―三―（三・四―メチ</p>	<p>（特定麻薬向精神薬原料） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。 一〜四（略） 五 九（略） 六 十（略） 十一（新設） 十二（新設） 十三 十四（略） 十五 十六（略） 十七（新設） 十八（新設） 十九 二十（略） 二十一（新設） 二十二（新設）</p>

レンジオキシシフエニル) オキシラン—ニ—カルボキシラート及
びその塩類

二十三〜二十七 (略)

十四〜十八 (略)